

兵庫県公報

平成29年9月12日 火曜日 第2934号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 阪神間都市計画道路事業の認可（道路街路課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 土地地区画整理組合の事業計画の認可（市街地整備課）	3
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	3
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	4
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	4
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	5
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	10
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	11
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	13
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	14
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出	22
人事委員会公告	
○ 兵庫県職員 経験者採用試験の実施	23
公安委員会告示	
○ 各警備業務に係る検定合格者審査	25
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	26
○ 同 上	27
正 誤	
○ 平成29年4月28日付け兵庫県公報第3号外中	27

告 示

兵庫県告示第828号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成29年9月12日

兵庫県知事 井戸 敏三

奥塩久土地改良区

退任役員

役員の区分

氏 名

住 所

理事

足立 安 弘

丹波市青垣町奥塩久454番地

同

足立 憲 久

同 市青垣町奥塩久105番地

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年 9 月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平見(1) (112020203)	たつの市新宮町香山（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成29年 9 月20日（水）から同年10月 4 日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所、たつの市役所及びたつの市役所新宮総合支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課

〒679-4167 たつの市龍野町富永1311-3

(3) 提出期限

平成29年10月 4 日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月 4 日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成20年兵庫県告示第899号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年 9 月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

## 1 改正しようとする区域の案

大谷(1)Ⅰ(112020145)の項中別図53、篠首Ⅰ(112020148)の項中別図56、滝谷AⅡ(112020152)の項中別図60、下野Ⅰ(112020188)の項中別図96、新宮(1)Ⅰ(112020191)の項中別図99、道谷川Ⅱ(212020069)の項中別図144、大谷川Ⅱ(212020093)の項中別図168を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

## 2 改正の案の閲覧期間

平成29年 9 月20日（水）から同年10月 4 日（水）まで

## 3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所、たつの市役所及びたつの市役所新宮総合支所

## 4 意見書に関する事項

## (1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

## (2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課

〒679-4167 たつの市龍野町富永1311—3

## (3) 提出期限

平成29年10月4日（水）まで（当日消印有効）

## (4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月4日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年 9月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
追分 a Ⅲ (112010001)	たつの市神岡町追分（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
寄居 I (112010003)	たつの市神岡町寄井（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
寄井 a Ⅲ (112010005)	たつの市神岡町寄井（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
入野 I (112010006)	たつの市神岡町入野（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
入野 a I (112010007)	たつの市神岡町入野（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
入野 b I (112010008)	たつの市神岡町入野（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
中井 c Ⅲ (112010009)	たつの市神岡町入野（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
片山 a I (112010013)	たつの市神岡町沢田（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
沢田 a Ⅲ (112010014)	たつの市神岡町沢田（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
沢田 d Ⅲ (112010015)	たつの市神岡町沢田（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり

西横内Ⅱ (112010016)	たつの市神岡町西横内(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
沢田Ⅲ (112010017)	たつの市神岡町西横内(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
北横内Ⅰ (112010018)	たつの市神岡町北横内(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
大住寺Ⅰ (112010020)	たつの市神岡町大住寺(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
大源寺Ⅰ (112010021)	たつの市神岡町大住寺(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
大住寺(2)Ⅰ (112010022)	たつの市神岡町大住寺(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
大住寺(1)Ⅰ (112010023)	たつの市神岡町大住寺(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
大住寺AⅡ (112010024)	たつの市神岡町大住寺(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
東薺崎Ⅰ (112010025)	たつの市神岡町東薺崎(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
嶋田a(2)Ⅱ (112010026)	たつの市神岡町東薺崎(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
市野保aⅢ (112020142)	たつの市新宮町市野保(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
大谷(1)Ⅰ (112020145)	たつの市新宮町篠首(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
大谷(2)Ⅰ (112020146)	たつの市新宮町篠首(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
中村Ⅰ (112020147)	たつの市新宮町篠首(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
篠首Ⅰ (112020148)	たつの市新宮町篠首(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
篠首(2)Ⅰ (112020149)	たつの市新宮町篠首(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
中村AⅡ (112020151)	たつの市新宮町篠首(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
滝谷AⅡ (112020152)	たつの市新宮町篠首(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
篠首A(1)Ⅱ (112020153)	たつの市新宮町篠首(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
篠首B(1)Ⅱ (112020154)	たつの市新宮町篠首(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり

西泉 B II (112020155)	たつの市新宮町篠首 (別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
篠首 A (2) II (112020156)	たつの市新宮町篠首 (別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
滝谷 B II (112020157)	たつの市新宮町篠首 (別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
上円 a III (112020158)	たつの市新宮町篠首 (別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
西泉 a III (112020159)	たつの市新宮町篠首 (別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
中村 a III (112020160)	たつの市新宮町篠首 (別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
平見 I (112020161)	たつの市新宮町香山 (別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
川端 A II (112020162)	たつの市新宮町香山 (別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
川端 B II (112020163)	たつの市新宮町香山 (別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
川端 C II (112020164)	たつの市新宮町香山 (別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
平見 A II (112020165)	たつの市新宮町香山 (別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
篠首 B (2) II (112020166)	たつの市新宮町香山 (別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
川端 b III (112020167)	たつの市新宮町香山 (別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
上笹 I (112020168)	たつの市新宮町上笹 (別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
上笹 b III (112020169)	たつの市新宮町上笹 (別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
下笹 I (112020170)	たつの市新宮町下笹 (別図46 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
吉島 (1) I (112020172)	たつの市新宮町吉島 (別図47 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
吉島 (2) I (112020173)	たつの市新宮町吉島 (別図48 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
吉島 A II (112020175)	たつの市新宮町吉島 (別図49 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
吉島 C II (112020176)	たつの市新宮町吉島 (別図50 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり

吉島DⅡ (112020177)	たつの市新宮町吉島(別図51 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
吉島EⅡ (112020178)	たつの市新宮町吉島(別図52 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
吉島FⅡ (112020179)	たつの市新宮町吉島(別図53 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
吉島4Ⅲ (112020180)	たつの市新宮町吉島(別図54 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
宮内(1)Ⅰ (112020181)	たつの市新宮町宮内(別図55 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
宮内(3)Ⅰ (112020183)	たつの市新宮町宮内(別図56 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
宮内(4)Ⅰ (112020184)	たつの市新宮町宮内(別図57 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
宮内aⅢ (112020186)	たつの市新宮町宮内(別図58 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
宮内bⅢ (112020187)	たつの市新宮町宮内(別図59 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
下野Ⅰ (112020188)	たつの市新宮町下野(別図60 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
下野(2)Ⅰ (112020189)	たつの市新宮町下野(別図61 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
東町aⅢ (112020190)	たつの市新宮町下野(別図62 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
新宮(1)Ⅰ (112020191)	たつの市新宮町新宮(別図63 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
東町Ⅰ (112020192)	たつの市新宮町新宮(別図64 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
新宮(2)Ⅰ (112020193)	たつの市新宮町新宮(別図65 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
新宮(3)Ⅰ (112020194)	たつの市新宮町新宮(別図66 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
新宮bⅢ (112020195)	たつの市新宮町新宮(別図67 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
上曽我井Ⅰ (112020196)	たつの市新宮町曽我井(別図 68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
曽我井(1)Ⅰ (112020197)	たつの市新宮町曽我井(別図 69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
曽我井(3)Ⅰ (112020198)	たつの市新宮町曽我井(別図 70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり

曾我井(4)Ⅰ (112020199)	たつの市新宮町曾我井(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
曾我井AⅡ (112020200)	たつの市新宮町曾我井(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
下野田AⅡ (112020201)	たつの市新宮町下野田(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
平見(1) (112020203)	たつの市新宮町香山(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
入野1Ⅰ (212010002)	たつの市神岡町入野(別図75のとおり)	土石流	別図75のとおり
大谷川Ⅰ (212020060)	たつの市新宮町篠首(別図76のとおり)	土石流	別図76のとおり
唐谷川Ⅰ (212020061)	たつの市新宮町篠首(別図77のとおり)	土石流	別図77のとおり
才壆川1Ⅰ (212020063)	たつの市新宮町篠首(別図78のとおり)	土石流	別図78のとおり
才壆川2Ⅰ (212020064)	たつの市新宮町篠首(別図79のとおり)	土石流	別図79のとおり
坊垣内川Ⅰ (212020065)	たつの市新宮町篠首(別図80のとおり)	土石流	別図80のとおり
道谷川Ⅱ (212020069)	たつの市新宮町篠首(別図81のとおり)	土石流	別図81のとおり
家氏川1Ⅰ (212020070)	たつの市新宮町香山(別図82のとおり)	土石流	別図82のとおり
家氏川2Ⅰ (212020071)	たつの市新宮町香山(別図83のとおり)	土石流	別図83のとおり
家氏川3Ⅰ (212020072)	たつの市新宮町香山(別図84のとおり)	土石流	別図84のとおり
坪尻川2Ⅰ (212020076)	たつの市新宮町香山(別図85のとおり)	土石流	別図85のとおり
大寺谷川Ⅰ (212020083)	たつの市新宮町宮内(別図86のとおり)	土石流	別図86のとおり
榎谷川Ⅰ (212020085)	たつの市新宮町宮内(別図87のとおり)	土石流	別図87のとおり
下野川1Ⅰ (212020086)	たつの市新宮町下野(別図88のとおり)	土石流	別図88のとおり
城谷川Ⅰ (212020090)	たつの市新宮町新宮(別図89のとおり)	土石流	別図89のとおり
水谷川1Ⅰ (212020091)	たつの市新宮町曾我井(別図90のとおり)	土石流	別図90のとおり

大谷川 2Ⅱ (212020093)	たつの市新宮町曾我井(別図91のとおり)	土石流	別図91のとおり
大谷川 3Ⅱ (212020094)	たつの市新宮町曾我井(別図92のとおり)	土石流	別図92のとおり
馬立Ⅱ (212020095)	たつの市新宮町馬立(別図93のとおり)	土石流	別図93のとおり
北横内 aⅢ (112010019)	姫路市林田町中構及びたつの市神岡町北横内(別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり

(別図 1 から別図94までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間
平成29年 9 月20日(水) から同年10月 4 日(水) まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所、たつの市役所及びたつの市役所新宮総合支所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課
〒679-4167 たつの市龍野町富永1311-3
 - (3) 提出期限
平成29年10月 4 日(水) まで(当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月 4 日(月) までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~

#### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年 9 月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ドラッグコスモス西脇野村店  
所在地 西脇市野村町宇大日ノ下777-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社コスモス薬品  
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社コスモス薬品  
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
代表者の氏名 宇 野 正 晃